

61 農山漁村地域整備交付金 <公共>

令和8年度予算概算決定額 76,249百万円 (前年度 76,249百万円)

<対策のポイント>

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

① 農業農村分野：農地整備、農業用用排水施設整備、海岸保全施設整備等

② 森林分野：予防治山、路網整備等

③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

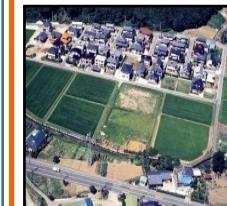
<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

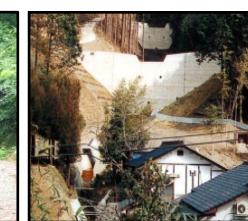


漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

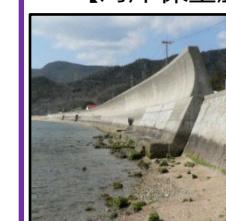


林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

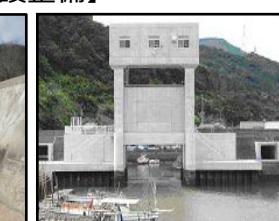


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

[お問い合わせ先]

(農業農村分野)

農村振興局地域整備課

(03-6744-2200)

(森林分野)

林野庁計画課

(03-3501-3842)

(水産分野)

水産庁計画・海業政策課

(03-6744-2387)

<対策のポイント>

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<事業の内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）192,413百万円（前年度 202,384百万円）

諸外国との生産条件の格差による不利がある**畑作物**を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）46,777百万円（前年度 44,604百万円）

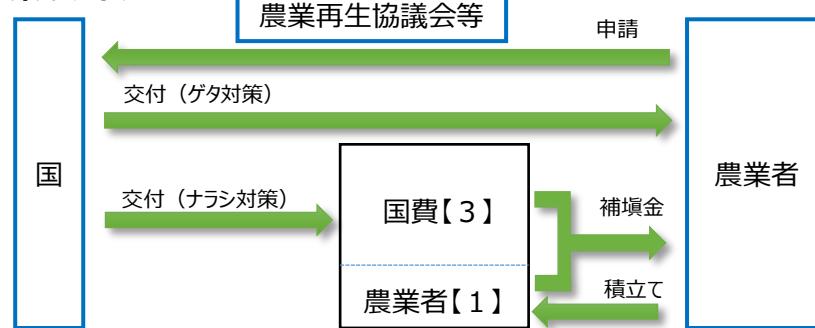
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和7年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を農業者と国が1対3の割合で負担し、補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,046百万円（前年度 7,104百万円）

農業再生協議会が行う**水田収益力強化ビジョン等**の作成・周知や**経営所得安定対策等**の運営に必要な経費を助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

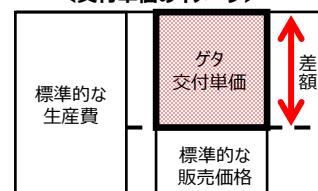
【交付単価】（令和8年産から適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg

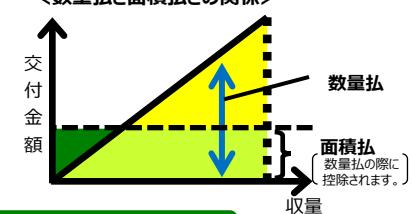
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

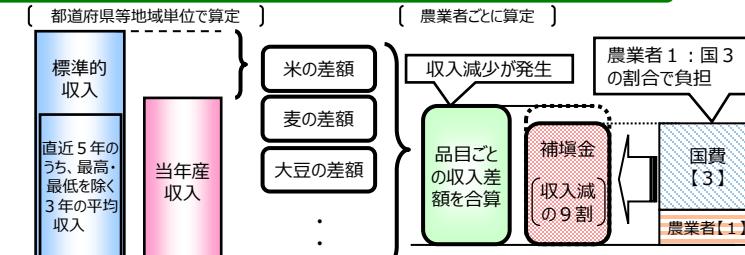
<交付単価のイメージ>



<数量払と面積払との関係>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

63 収入保険制度の実施

令和8年度予算概算決定額 28,996百万円 (前年度 39,924百万円)

＜対策のポイント＞

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

＜事業目標＞

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

＜事業の内容＞

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

25,900百万円 (前年度 36,887百万円)

① 農業経営収入保険料国庫負担金

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

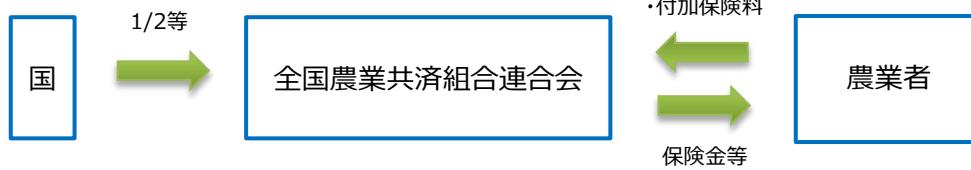
2. 農業経営収入保険に係る事務費

3,096百万円 (前年度 3,036百万円)

農業経営収入保険事業事務費負担金

全国農業共済組合連合会（全国連合会）が実施する収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

＜事業の流れ＞



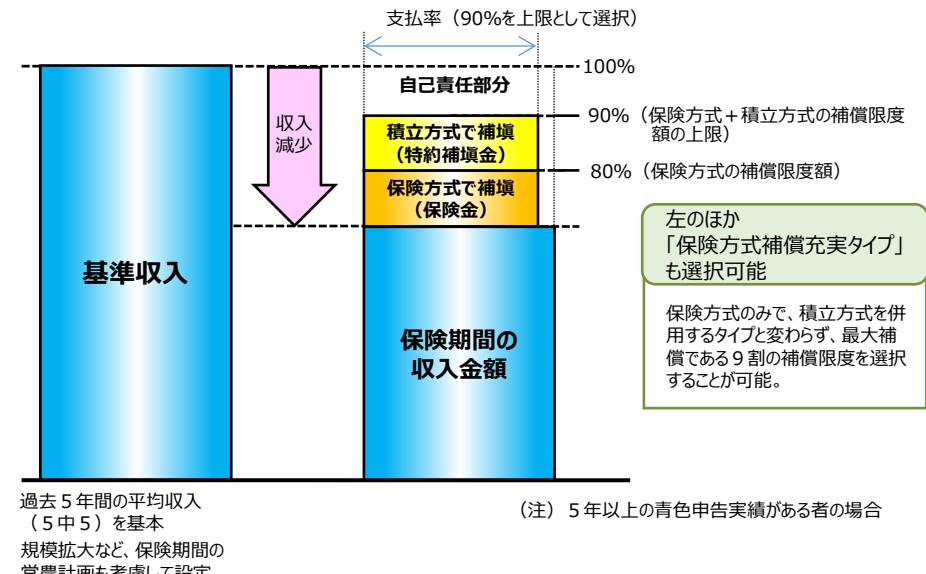
＜事業イメージ＞

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛け捨ての保険方式（保険金）」と「掛け捨てとならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



[お問い合わせ先] 経営局保険課 (03-6744-7148)

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 45,214百万円 (前年度 46,059百万円)

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,648百万円 (前年度 33,578百万円)

農業共済事業の実務を担う農業共済団体の事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450百万円 (前年度 450百万円)

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施

家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

[お問い合わせ先] (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)

(2、3の事業) 経営局保険監理官 (03-3502-7380)

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るために、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

＜政策目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 72% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3. 契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4. 契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

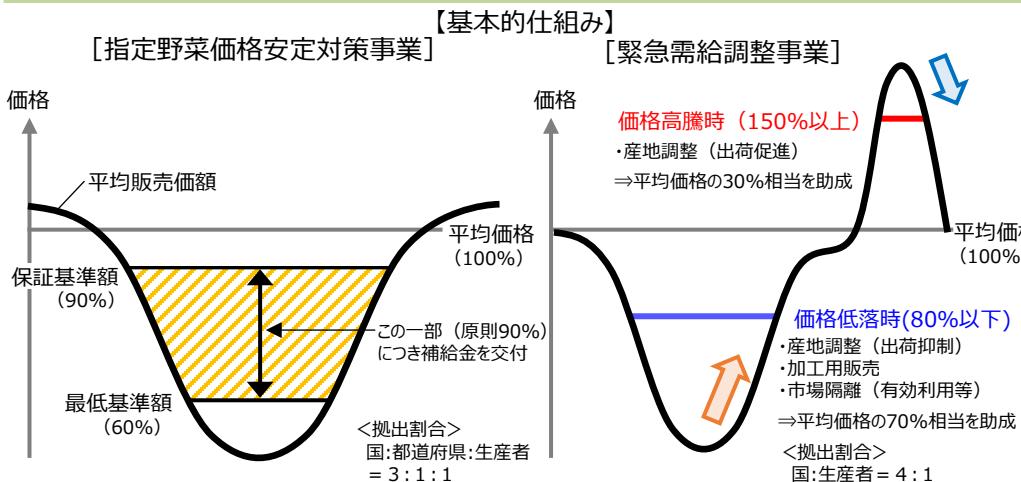
6. 緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



指定野菜（15品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、ブロッコリー、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう

※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーは令和8年度事業から指定野菜に追加（令和7年度までは特定野菜）

特定野菜（34品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、しうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

66 肉用牛繁殖・肥育の経営安定対策

令和8年度予算概算決定額（所要額）163,953百万円（前年度 163,953百万円）

＜対策のポイント＞

肉用牛繁殖・肥育の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

（CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については補填率の引上げを実施し、肉用子牛生産者補給金制度については保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直しました。（平成30年12月））

＜政策目標＞

牛肉の生産量の増加（35万t [令和5年度] → 36万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛生産者補給金

（所要額）66,227百万円（前年度 66,227百万円）

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付します。

2. 肉用牛肥育経営安定のための支援

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

（所要額）97,726百万円（前年度 97,726百万円）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。

＜事業の流れ＞

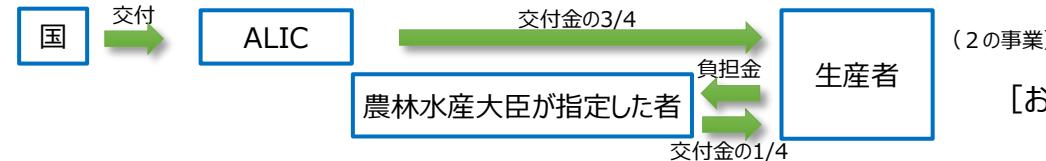
①保証基準価格を下回った場合



②合理化目標価格を下回った場合



積立金 国：生産者：都道府県 = 2 : 1 : 1



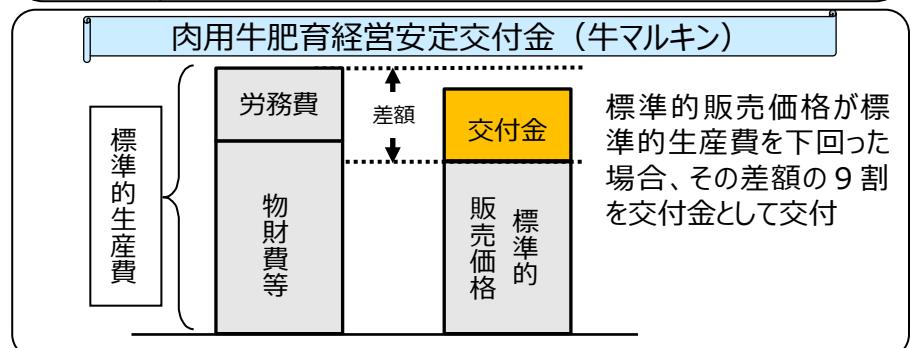
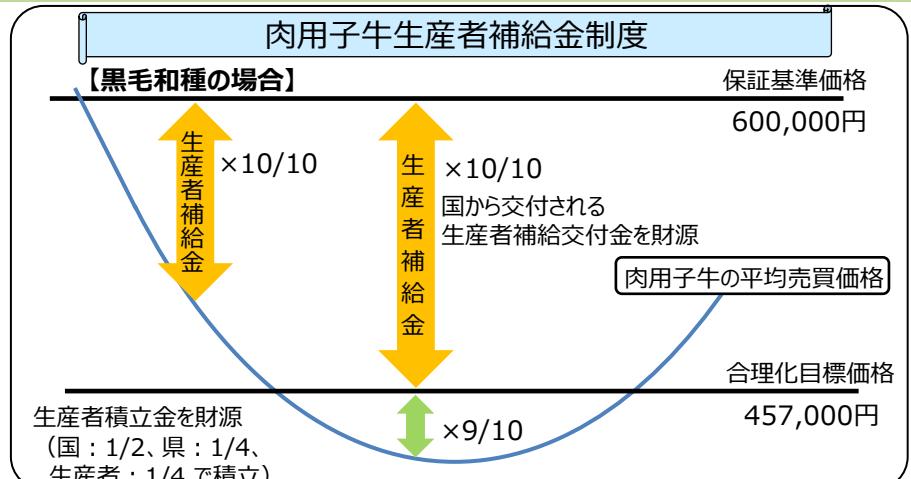
【お問い合わせ先】

(1の事業)
(2の事業)

畜産局食肉鶏卵課
企画課

(03-3502-5989)
(03-3502-5979)

＜事業イメージ＞



67 養豚及び採卵養鶏の経営安定対策

令和8年度予算概算決定額

養豚（所要額）16,804百万円（前年度 16,804百万円）

採卵養鶏（所要額）5,174百万円（前年度 5,174百万円）

＜対策のポイント＞

養豚及び採卵養鶏の経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。
(CPTPP協定等の発効を踏まえて、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）については、補填率等の引上げを実施しました。 (平成30年12月))

＜政策目標＞

- 豚肉の生産量の増加（91万t [令和5年度] → 92万t [令和12年度まで]）
- 鶏卵価格の安定化（卸売価格の変動幅：平均卸売価格の±25%以内 [毎年度]）

＜事業の内容＞

1. 養豚経営安定のための支援

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

（所要額）16,804百万円（前年度 16,804百万円）

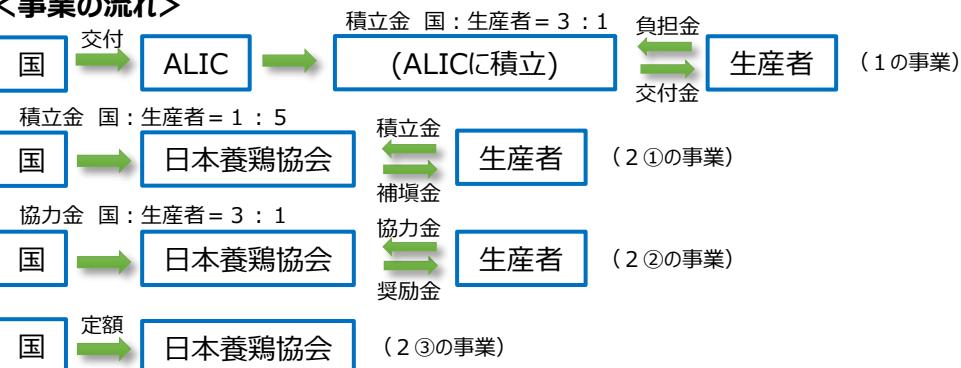
標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付します（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者負担金の積立てによる積立金から支出します。）。

2. 採卵養鶏経営安定のための支援

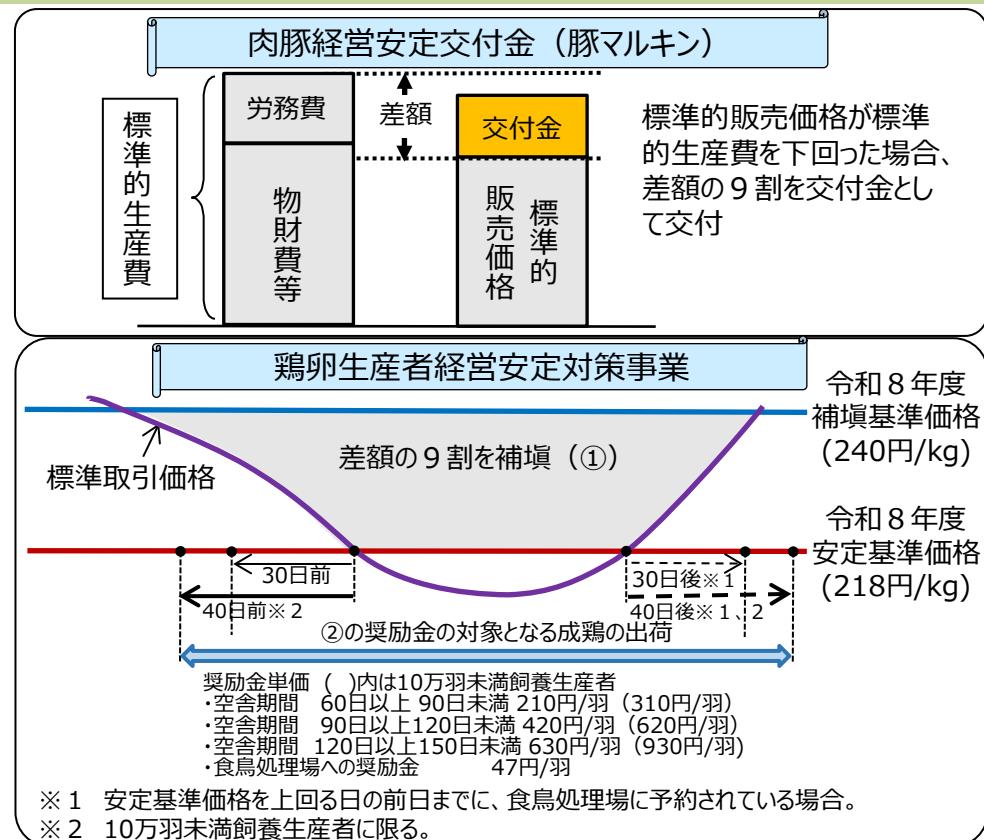
鶏卵生産者経営安定対策事業（所要額）5,174百万円（前年度 5,174百万円）

- ① 鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。
- ② 鶏卵価格が安定基準価格を下回った場合に鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組を支援します。
- ③ 確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局企画課 (03-3502-5979)

(2の事業) 食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

<対策のポイント>

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に對し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<政策目標>

需要に応じた生乳生産の推進（732万t [令和5年度] → 732万t [令和12年度]）

<事業の内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

（所要額）38,853百万円（前年度38,463百万円）

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るために、**加工原料乳について生産者補給金等を交付します。**

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

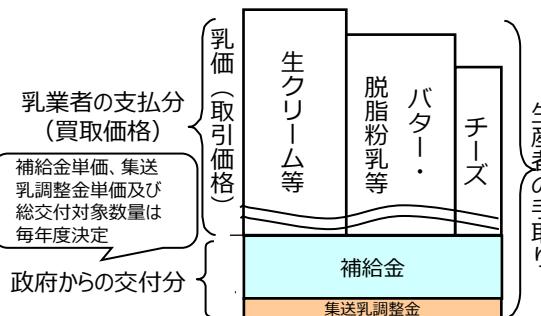
（所要額）5,948百万円（前年度5,948百万円）

加工原料乳の取引価格が**補填基準価格**（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、**生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業**を引き続き実施するとともに、**経営安定機能の強化を図るための事業機能の拡充の検討に要する経費を支援します。**

<事業イメージ>

加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



【補給金の要件】

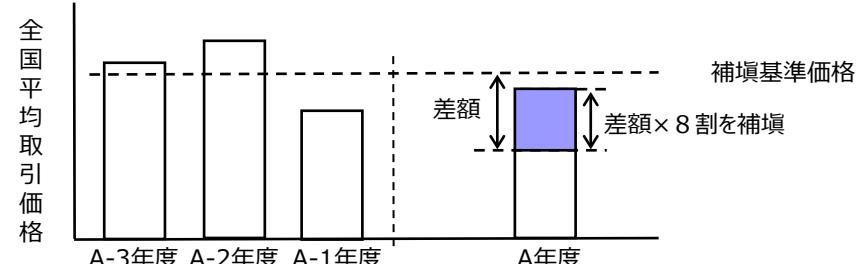
- 毎年度、生乳の年間販売計画を提出すること
- 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引という要件を満たすこと

【集送乳調整金の要件】

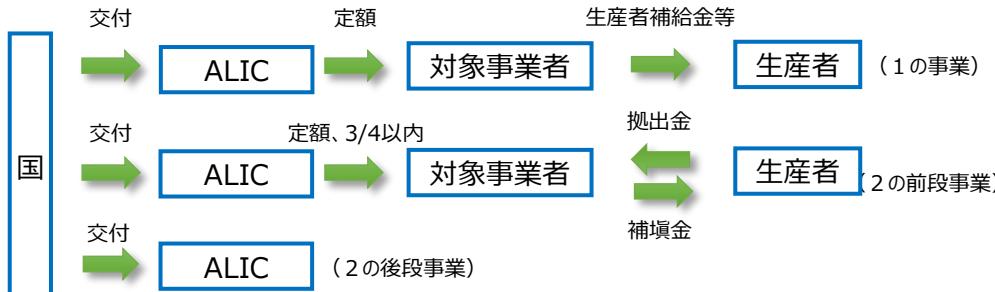
- 集送乳経費がかさむ地域を含む都道府県単位以上（一又は二以上の都道府県）の区域内で集乳を拒否しない
- 集送乳経費の算定方法等を基準に従い規定

加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国の拠出（生産者：国=1:3）により補填。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成を図ります。

<事業目標>

- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

<事業の内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 5,573百万円（前年度 5,618百万円）

- ① 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に、家畜伝染病予防法に基づく防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。
- ② 防疫体制強化・農場生産性向上に向け、ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛サルモネラ症等に対する家畜衛生対策、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱対策にも資する農場の飼養衛生管理強化、衛生害虫対策の専門家等による衛生管理指導の実施等を支援するとともに、防疫措置の効率的かつ持続的な方法を検証します。
- ③ 野生动物におけるアフリカ豚熱の防疫体制の整備に向けた支援をします。

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,792百万円（前年度 1,741百万円）

動物検疫所において、アフリカ豚熱等の侵入を防止するため、入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施、違法に輸入された畜産物の検査・廃棄等、水際検疫措置を一層強化します。

3. 産業動物獣医師の育成・確保

294百万円（前年度 273百万円）

産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に対する修学資金の給付、獣医学生のインターンシップなど産業動物分野への関心を高める取組、遠隔診療等による適時適切な獣医療の提供体制整備についての取組等を支援します。

4. 水産防疫体制の充実・強化

83百万円（前年度 83百万円）

水産動物の防疫上重要な疾病的サーベイランス等の実施、遠隔診療技術と電子カルテ等を活用した広域迅速診断体制の構築等を支援します。

<事業の流れ>

10/10, 1/2

定額、1/2以内

都道府県

(1 ①の事業)

※ 2の事業については
直轄で実施民間団体等
(都道府県等を含む)

(1 ②、③の一部、3、4の事業)

民間団体等
(都道府県等を含む)

(1 ②、③の一部、4の事業)

家畜の所有者

(1 ①の事業)

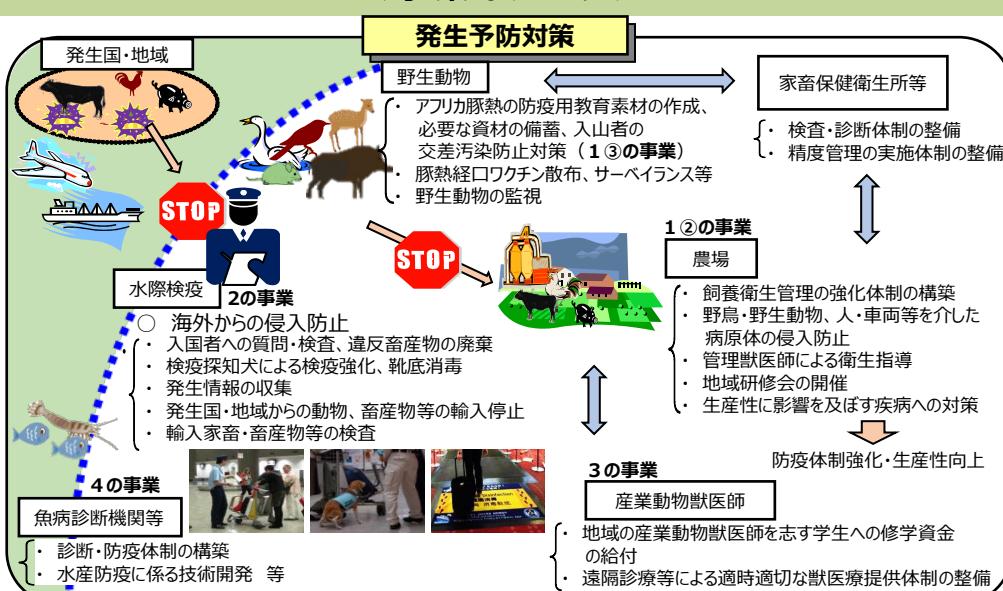
[お問い合わせ先]

国

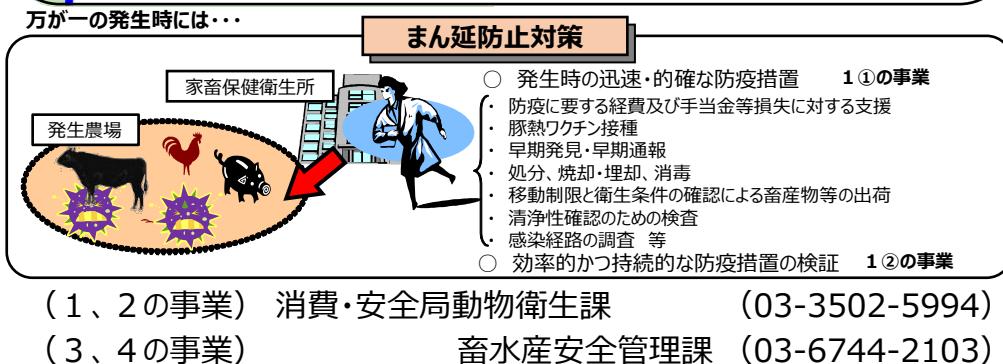
委託

10/10, 1/2

<事業イメージ>



万が一の発生時には…



<対策のポイント>

食品の安全と消費者の信頼の確保及び食料の安定供給の確保に向け、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進の観点も含め、鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ等の農作物の安定生産に影響のある病害虫の発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上及び食育の推進に向けた都道府県等の取組を支援します。

<事業目標>

- 家畜・養殖水産動物の伝染性疾病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の食品からの摂取量が科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等を超えないように抑制
- 次期食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策の推進の観点も含め、家畜・養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止に向けた取組を支援します。具体的には、鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での衛生管理向上及び農場の分割管理の取組、都道府県の検査実施体制の強化及び野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の検査の促進等について支援します。
- ② センチュウ類等の緊急防除、カンキツグリーニング病菌の根絶防除、クビアカツヤカミキリ及びミバエ類等、新たに侵入した病害虫のまん延防止対策、総合防除の実践やカメムシ等地域で防除が困難となっている病害虫に対する防除対策の確立等を支援します。

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組を支援します。

3. 食育の推進

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用の促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた「地域農業・教育連携モデルの創出」を支援するなど、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ① 鳥インフルエンザ、豚熱を始めとする家畜や野生動物の伝染性疾病への対応
 - (ア) 養豚場における野生動物侵入防止壁や鶏舎入気口フィルター等の整備、農場の分割管理のため追加で必要となる設備等の整備
 - (イ) 都道府県における検査実施体制及びバイオセキュリティの高度化を図るための施設等の整備
 - (ウ) 野生動物での豚熱・アフリカ豚熱の浸潤状況を把握するため、検査の促進を図る取組等を支援



鳥インフルエンザの症状



豚熱の症状

- ② 農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
 - (ア) センチュウ類、ミバエ類、アリモドキゾウムシ、クビアカツヤカミキリ等の甚大な被害を与えるおそれのある病害虫のまん延防止対策
 - (イ) 総合防除の実践やカメムシ等地域で防除が困難となっている病害虫に対する地域の実態に応じた防除体系の確立等を支援



ミカンコミバエ種群



クビアカツヤカミキリ



イネカメムシ

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

- ① 有害化学物質・微生物のリスク管理措置の導入等を支援
- ② 農業生産段階におけるリスク管理措置の推進
- ③ 農薬の適正使用等の推進
- ④ 海洋生物毒等の監視の推進
- ⑤ 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進

[お問い合わせ先]

消費・安全局総務課

(03-6744-7166)

3. 食育の推進

- ① 総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出
- ② 生産者と消費者との交流の促進
- ③ 学校給食における地場産物等の活用の促進 等

71 「予防・予察」に重点を置いた総合防除の推進

令和8年度予算概算決定額 2,549百万円（前年度 2,605百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

効果的な病害虫防除による生産力の向上と環境負荷の低減を通じた農業生産の持続性の確保の両立に資する、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進していくための取組を支援します。

＜事業目標＞

- 農業者の総合防除の実践と浸透を図る総合防除実践指標を470件策定 [令和12年まで]（食料・農業・農村基本計画のKPI）
- 化学農薬の使用量（リスク換算）の50%低減 [令和32年まで]（みどりの食料システム戦略のKPI）

＜事業の内容＞

1. 食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築事業

78百万円（前年度 96百万円）の内数

精緻かつ迅速な発生予察の実現に向け、新たな発生予察の調査手法を確立します。

2. 消費・安全対策交付金のうち病害虫の防除の推進

1,896百万円（前年度 1,896百万円）の内数

- ① 総合防除実践指標の作成、これらに必要な地域の総合防除体系を確立するための実証などの総合防除の実践に向けた取組を支援します。
- ② 従来の防除対策では防除が困難化した作物に係る新たな防除技術の実証等による防除体系の確立を支援します。
- ③ 関係者と産地が連携し、地域一体となった効果的・効率的な新たな広域型総合防除体制のモデル的な構築を支援します。

3. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちグリーンな生産体系加速化事業

574百万円（前年度 612百万円）の内数

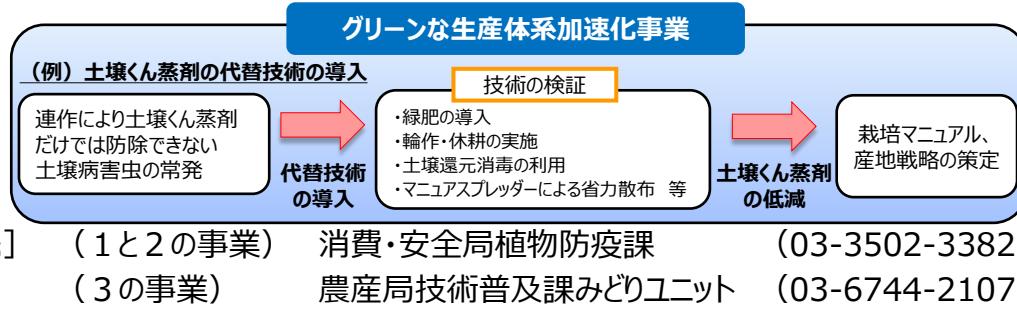
【令和7年度補正予算】4,000百万円の内数

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、化学農薬低減等の「環境にやさしい栽培技術」と慣行の栽培に比べ「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな生産体系」への転換に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、**多様な人材が農村に関わる機会を創出**するとともに、農山漁村の**多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組**や農村に人が住み続けるための**条件整備**など農村振興施策を総合的に推進することにより、**地域社会の維持、活性化**を後押しします。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）等

<事業の全体像>

農山漁村地域

地域資源活用価値創出対策

地域資源活用価値創出推進事業

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組等を支援します。

地域資源活用価値創出整備事業

農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する施設整備を支援します。

(関連事業)
地域資源活用価値創出委託調査事業

地域活性化型



地域活性化のための活動計画づくり※

※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

創出支援型



官民共創による地域課題解決

農泊推進型



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成

農福連携型



障害者等の農林水産業に関する技術の習得

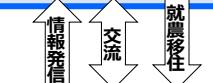
都市部

都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



都市農地貸借による担い手づくりへの支援



地域社会の維持・活性化

中山間地農業推進対策

複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成、収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着、棚田地域の振興を支援します。



農村RMOの形成



農林水産物販売施設の整備



農林水産物処理加工施設の整備

最適土地利用総合対策

地域における土地利用構想の作成から実現までの取組や荒廃農地の再生を総合的に支援します。



土地利用構想の作成 農地の粗放的利用 荒廃農地の再生

山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。



地域資源を活用した商品開発

＜対策のポイント＞

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
 - ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
 - ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
- 【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

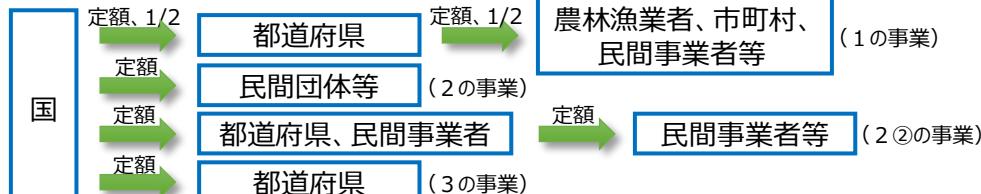
- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
 - ② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
 - ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
- 【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域資源活用・地域連携推進支援事業

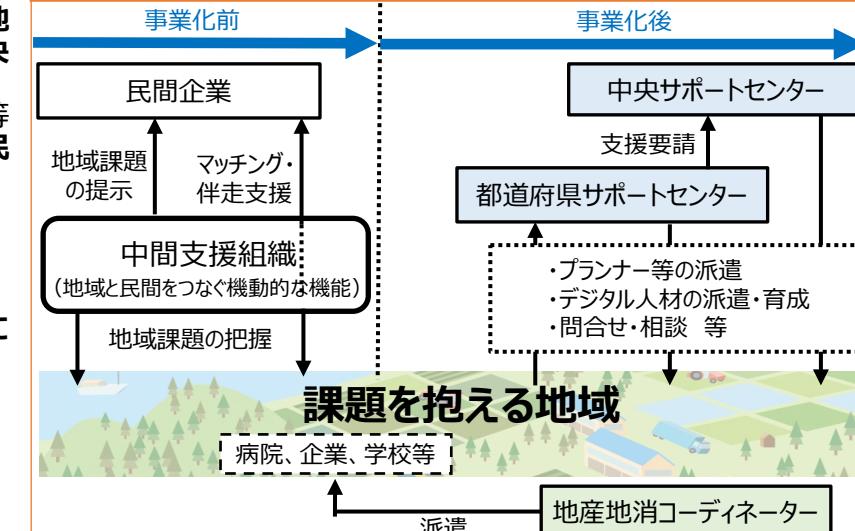


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】

（1、2①③、3の事業） 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

（2②の事業） 農村計画課（03-6744-2141）

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊を実施した地域が輸出産地等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】
〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。
【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

〔遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ〕

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

〔農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ〕

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一括的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた取組、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設、安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業の流れ>

定額、1/2

農業法人、社会福祉法人、民間企業等（1①、2の事業）

定額、1/2

都道府県 定額、1/2 農業法人、社会福祉法人等（1①、2の事業）

国

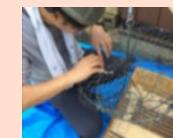
定額

民間企業、都道府県等（1②の事業）

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)

養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

地域協議会

市町村

農業経営体

社会福祉事業者等

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
 - ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
- 【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援

ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

② 農村RMO形成伴走支援

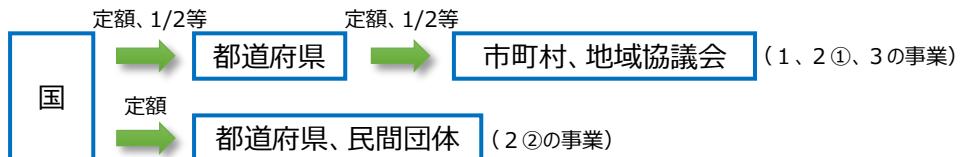
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上



イ 販売力強化



ウ 農用地保全



エ 複合経営



オ 生活支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援



② 農村RMO形成伴走支援



3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり

社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化「くらしづくり」を推進
農村の棚田を核とした
地域振興

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO**※の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成や全国プラットフォームの運営等を支援します。

＜事業目標＞

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた活動継続計画の策定や、地方公共団体等と連携した実証事業等を支援します。

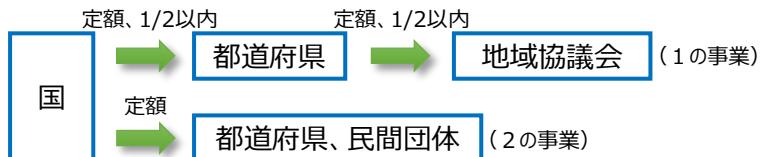
【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの運営を支援します。

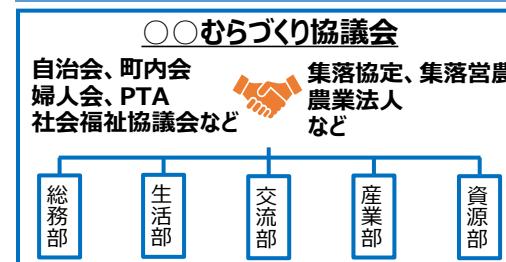
※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話し合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施

農用地の保全、農業生産



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」

これまでの活動から
一步踏み出し、
農村RMOの形成に
つなげる取組を実施



農村RMO形成伴走支援

【都道府県単位の支援】



中間支援組織による
人材育成研修

【全国単位の支援】



情報、知見の蓄積・共有、
研修等の支援

農用地保全

地域資源活用

生活支援



将来ビジョン策定や調査、計画作成、実証等

〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

最適土地利用総合対策

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、<ソフト>交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年、<ハード>交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、簡易な基盤整備、土壤改良等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：1/2（総事業費200万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年、交付率：定額】

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

定額、5.5/10等

都道府県

都道府県、市町村、地域協議会等

（1、2の事業）

民間団体

（民間企業、一般社団法人を含む）

国

定額

<事業イメージ>

1. 最適土地利用総合事業

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【長大法面の芝生化】

【放牧】

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壤改良を支援



【伐根・整地】



【廃ハウス等の支障物撤去】



【水路の補修・整備】



【土壤改良】

中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現した

農山漁村地域を活性化、
荒廃農地を解消し、

お問い合わせ先

農村振興局地域振興課

（03-6744-2665）

都市農業機能発揮対策

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信



都市農業共生推進等地域支援

●地域支援型

都市住民と共生する農業経営の検討



都市住民との交流促進



防災機能の維持・強化



都市農地貸借法に基づく農地の貸借による次世代の担い手づくり等の取組に対し、加点により優先。

●モデル支援型

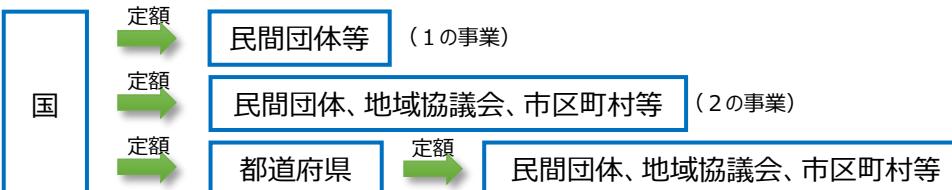


●都市農地創設支援型

当該取組を通じ、課題や振興方策等ガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援。



<事業の流れ>



73 中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

令和8年度予算概算決定額 41,319百万円 (前年度 41,152百万円)

<対策のポイント>

本事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優遇措置により、中山間地農業を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出 (300地区 [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：収益力向上等の取組、優良事例創出を支援
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMO形成、伴走支援体制構築等を支援

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 集落営農連携促進等事業
- ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消（整備事業）
- ・ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策 等）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

※ 採択に当たっての配慮、上限事業費・交付率の拡大、受益面積要件の緩和、事業要件の緩和等

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策**や**ジビ工利用拡大への取組**等を支援します。また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合 (0.24% (被害額: 140億円) [令和11年度まで])
- 捕獲鳥獣のジビ工利用量 (4,000t [令和11年度まで])

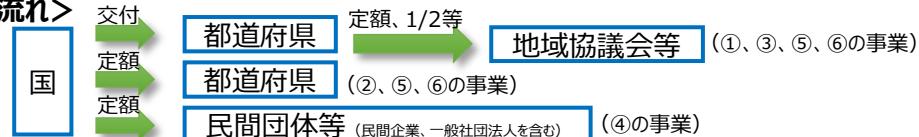
<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900百万円 (前年度 9,900百万円)

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や**人材育成**、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビ工利用拡大**等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビ工プロモーション事業
被害対策推進のための**人材育成**、**ジビ工利用推進**のための**ハンターや処理加工施設**向けの研修、**ペットフード**への利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、クマの捕獲対策等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の**重点的な捕獲対策**等を行なうモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業の流れ>

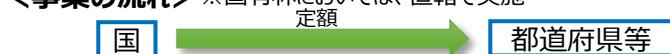


2. シカ等による森林被害緊急対策事業

82百万円 (前年度 109百万円)

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローン等による捕獲ポイントの特定調査、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

(1の事業)

農村振興局鳥獣対策・農村環境課

(03-3591-4958)

(2の事業)

林野庁研究指導課

(03-3502-1063)

<事業イメージ>

[総合的な鳥獣対策・ジビ工利用推進への支援]

侵入防止柵の設置や
捕獲機材の導入刈り払い等による
生息環境管理捕獲活動経費の
支援新たなジビ工商品
の開発処理加工施設等
における人材育成

[鳥獣対策の取組]

① スマート捕獲等の普及の加速化

ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の**重点的な捕獲**を支援



② 侵入防止柵の省力的な管理の推進

見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援



[クマ対策の取組]

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



① 捕獲から消費まで各段階の取組を推進

ジビ工利用の拡大に向け、ジビ工施設への搬入から消費の各段階での取組を推進



② 国産ジビ工認証の取得推進

全国での国産ジビ工認証の取得に向けた取組を推進



75 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

令和8年度予算概算決定額 300百万円（前年度 300百万円）

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等の整備を支援します。

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する**防災営農施設整備計画**の対象地域において、以下の支援を実施します。

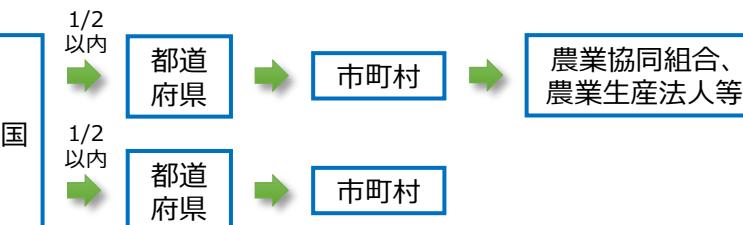
1. 施設整備等

降灰被害を防除・最小化するために必要な**洗浄用機械施設整備等**を支援します。

2. 関連整備等

1に関連する一体的な整備等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



キャベツ



＜事業の実施＞

【1. 施設整備等】



露地野菜洗浄用機械（乗用型）



茶葉洗浄用機械（乗用型）



据置型洗浄用機械

【2. 関連整備等】



洗浄用水供給施設

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します。

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します。

洗浄された農作物



76 環境と調和のとれた食料システムの確立

＜対策のポイント＞

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費までの各段階における環境負荷低減の取組とイノベーションを推進します。

＜政策目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

＜事業の全体像＞

みどりの食料システム戦略推進総合対策 574百万円 (R7補正4,000百万円)

農畜産分野におけるグリーンな生産体系への転換、有機農産物の生産・需要拡大、環境負荷低減の「見える化」やJ-Cレジットの推進などみどり戦略に基づく取組の加速化

環境負荷低減や気候変動への適応に資する技術・生産体系の研究開発の推進

戦略的農林水産研究推進事業 912百万円の内数

- 環境負荷を低減する化学農薬施用技術や畜産からのGHG排出削減技術等の開発を実施

生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発 (R7補正3,010百万円の内数)

- 気候変動に適応する高温耐性品種の開発等を実施 等

農畜産業における環境負荷低減や気候変動への適応の取組の推進

環境保全型農業直接支払交付金 2,804百万円

- 有機農業や化学農薬・化学肥料の使用量低減の取組促進

強い農業づくり総合支援交付金 12,013百万円の内数

農地利用効率化等支援事業 1,087百万円の内数

産地生産基盤パワーアップ事業 (R7補正8,000百万円の内数)

- CO2ゼロエミッション化等のみどり戦略に掲げる取組に必要な施設、機械の整備

米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業 1,514百万円の内数

- 穀物の高温耐性品種に係る種子生産の取組を支援

果樹農業生産力増強総合対策 5,556百万円の内数

- 遮光ネット等の資機材の導入、気候変動適応対策の実証等の取組を支援

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業 (R7補正184百万円の内数)

- 穀物の高温耐性品種に係る種子生産の取組を支援

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援 5,183百万円の内数

- 飼料の有機栽培を支援

持続可能性配慮型畜産推進事業 64百万円の内数

- 畜産分野における温室効果ガス (GHG) 対策の普及啓発等を実施 等

食品産業における持続可能性に配慮した取組の推進

サステナビリティ課題解決支援事業 50百万円

- 気候変動などのサステナビリティ課題の解決に向けた官民の連携を推進

食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 89百万円 (R7補正260百万円) の内数

- 地域の未利用資源の活用、食品リサイクルの効率化・ブランド化の取組を推進

フードテック支援事業 46百万円 (R7補正181百万円) の内数

- 環境負荷低減や労働生産性向上に資するフードテック等を支援

アグリテック系スタートアップ重点化支援対策 (R7補正2,070百万円の内数)

- 気候変動適応技術等の革新的な研究開発や、その事業化に取り組むスタートアップを支援 等

林業・水産業における持続可能性の確保

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 15,350百万円の内数

林業・木材産業国際競争力強化総合対策 (R7補正44,993百万円の内数)

- 搬出間伐の実施、省力・低コスト再造林、エリートツリー等の苗木の安定供給等の推進

漁業構造改革総合対策事業 179百万円 (R7補正6,500百万円) の内数

- 漁獲対象種の転換等による収益性向上の実証を支援

養殖業成長産業化推進事業 295百万円の内数

- 輸入や天然資源に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料、人工種苗の開発

水産業競争力強化緊急事業 (R7補正21,780百万円の内数)

- 水産業の体质強化を図り持続可能な操業体制への転換を推進 等

持続可能な農山漁村の整備

環境との調和に配慮した

- 農業生産基盤の整備、農業水利施設の省エネ化等の推進
- 森林吸収量の確保・強化や国土強靭化に資する森林整備の推進
- 水産資源の増大のための施設整備

[お問い合わせ先] 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6744-7186)

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

① 地域の関係者が集まつた協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 宮農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

② 都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③ 農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
- オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進やJ-Credit創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
- ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など



生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

[お問い合わせ先]

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

78 気候変動への適応の取組の推進

＜対策のポイント＞

世界的な気候変動の中でも、持続的かつ安定的に食料生産等を継続できるよう、高温耐性品種や高温等に対応する栽培管理技術の開発・導入などの適応策への支援や、温暖化や極端な気象現象による災害等への対応を進めるとともに、産地が適応策の検討を円滑に行えるように情報提供を推進します。

＜政策目標＞

水稻における高温耐性品種（主食用米）の作付面積割合 [令和6年産 16.4% → 令和8年産 18%]

＜事業の全体像＞

品種や技術の開発・普及

1.米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業

米穀等の高温耐性品種等について、安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組等を支援。

2.気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業【令和7年度補正予算額】2億円の内数

高温耐性品種などの優良品種を普及する際に課題となっている原種等の品質向上に必要な施設整備を支援するとともに、当該品種の需要に対応するために種子供給体制を強化する取組等を支援。

3.生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発【令和7年度補正予算額】30億円の内数

高温耐性品種等革新的な特性を持った品種、開発した品種の利用拡大に資する新品種の栽培技術、省力的な種苗生産技術、育種素材の開発等を推進。

4.果樹農業生産力増強総合対策

高温適応性を有する品種等への改植・新植や未収益期間の幼木管理経費、遮光ネット等の資機材の導入、高温に適応した栽培体系への転換の実証等の取組を支援。

5.強い農業づくり総合支援交付金

台風・大雪・高温対策として、低コスト耐候性ハウス等の整備と併せ、遮光資材や細霧冷房、ヒートポンプ等の導入を支援。

6.消費・安全対策交付金のうち重要病害虫の特別防除等

【令和7年度補正予算額】13億円の内数

海外から飛来する国内で未発生の病害虫等について、発生地域における発生調査、防除対策等を実施。

7.持続可能性配慮型畜産推進事業

1（前年度1億円）億円の内数

家畜が快適に過ごすための畜舎環境のあり方等のアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着に向けた取組等を支援。

8.フードテックへの投資促進

【令和7年度補正予算額】168億円の内数

自然災害や高温等の環境が変化する中で安定的な食料生産をするため、植物工場や陸上養殖施設の整備、フードテックを活用したビジネスモデルの実証等を支援。

9.養殖業成長産業化推進事業

3（前年度3億円）億円の内数

気候変動に伴う海水温上昇等の環境変化に適応したノリ等の養殖技術の確立として、高水温適応品種の開発、食害防除技術の開発、高水温等に適応した養殖生産技術の開発実証等を実施。

極端な気象現象による災害等への対応

10.農業農村整備事業＜公共＞のうち水利施設管理強化事業

40（前年度34億円）億円の内数

農業水利施設における渇水・高温対策の取組を支援。

11.農業水利施設、農業用ため池等の防災・減災、国土強靭化対策＜公共＞

【令和7年度補正予算額】1,378億円の内数

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対応するため、農業水利施設の耐震化や防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進。

12.治山事業＜公共＞

628（前年度625億円）億円の内数

【令和7年度補正予算額】340億円の内数

豪雨等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、治山施設の設置等による森林の保全・整備を推進。

13.水産基盤整備事業＜公共＞

738（前年度731億円）億円の内数

【令和7年度補正予算額】339億円の内数

平均海面水位の上昇等へ対応した防波堤の嵩上げや、海水温の上昇による海洋生物の分布域の変化に対応した漁場整備等を実施。

産地における適応策の検討に資する情報提供

14.戦略的農林水産研究推進事業

9（前年度14億円）億円の内数

将来の適作・収量予測等の情報をデータベース・マップ化し、既存Webサービスを活用して被害予測、将来の適作マップ等の情報を提供するための技術等の開発を推進。

15.みどりの食料システム戦略推進総合対策

6（前年度6億円）億円の内数

近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策を調査・整理し、地方公共団体等への情報提供を実施。

[お問い合わせ先] 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-2473)

<対策のポイント>

農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

多面的機能の
発揮

環境保全型農業直接支払

2,804百万円（前年度 2,804百万円）

生産方式
に着目

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業

緑肥の施用

堆肥の施用

多面的機能の
発揮

多面的機能支払

50,048百万円（前年度 50,048百万円）

活動内容
に着目

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修

ため池の外来種駆除

多面的機能の
発揮

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援※

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

対象地域
に着目

中山間地域等直接支払

28,460百万円（前年度 28,460百万円）

対象地域
に着目

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円（前年度 28,460百万円）

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。**

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

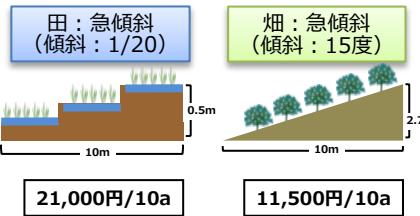
<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2

10a当たり単価

棚田地域振興活動加算

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援
（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）
（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）

10,000円
(田・畑)14,000円
(田・畑)

超急傾斜農地保全管理加算

6,000円
(田・畑)

ネットワーク化加算【上限額：100万円/年】

10,000円(最大※3)
(地目にかかわらず)

スマート農業加算【上限額：200万円/年】

5,000円
(地目にかかわらず)

スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

環境保全型農業直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 2,804百万円 (前年度 2,804百万円)

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686百万円 (前年度2,686百万円)

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

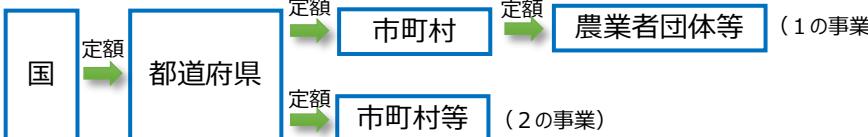
**化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受け入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118百万円 (前年度118百万円)

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1)}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2)}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用 (0.5t (水稻) 又は 1t (水稻以外) /10a以上) する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2)}		カバーコロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2)}	そば等雑穀、飼料作物以外	総合防除実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔除草管理や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用 (50kg又は500L/10a以上) する取組	5,000

注1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壤診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円/10aを加算。

注2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組や多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受け入れ・定着に向け、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援
(交付単価：4,000円/10a)

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

[お問い合わせ先] 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

＜対策のポイント＞

2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」を実現するとともに、花粉発生量の削減にも資するよう、DX等新技術の導入を図り、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和6年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1 森林集約・循環成長対策

・森林の集積・集約化に向け、国有林による民有林と協調した森林整備や境界明確化等を実施するとともに、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林、エリートツリー等の安定供給、スマート林業の実装に向けた先進的な林業機械等の導入、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等を支援、機械導入・施設整備に対する融資を円滑化

3 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、森林プランナーの育成、林業経営体の労働安全対策等を支援

2 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

・JAS構造材やCLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木材産業の人材の確保、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の展開等の取組を支援

4 スマート林業・DX推進総合対策

・林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業機械・機器等の開発・実証、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくり等を支援

5 森林・山村地域活性化振興対策

・里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」を含めた里山林の整備・活用の実践を支援

森林集約・循環成長対策

〔令和7年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部） 12,446百万円〕

〔令和7年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策） 5,564百万円の内数〕

<対策のポイント>

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化の推進に向けて、林業の生産基盤強化や再造林の省力・低コスト化、公共建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和6年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 森林の集積・集約化促進対策

民国連携による集積・集約化の促進に向け、国有林による民有林と協調した森林整備や境界の明確化等を実施するとともに、集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

改正森林経営管理法に基づく集約化構想の作成など集約化に参画・協力する者による生産基盤強化、需要拡大対策等を支援します。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、先進的な林業機械等の導入や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

(関連事業) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

〔令和7年度補正予算額〕1,410百万円

<事業の流れ>

定額、委託

定額 (1/2、1/3以内等)

都道府県

民間団体等

(市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む)

※ 国有林においては、直轄で実施

(1、3の事業、
2の事業の一部)

林業経営体等

(2の事業の一部)

[お問い合わせ先]

(1の事業)

(2の事業)

(3の事業)

林野庁森林利用課

計画課

企画課

(03-6744-2126)

(03-6744-2082)

(03-3502-8037)

森林の集積・集約化促進対策

- 民国連携による集約化の推進・木材供給の加速化
- 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

林業・木材産業循環成長対策

- 循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
- 先進的な林業機械等の導入
- 森林整備地域活動支援対策
- 林業の多様な担い手の育成
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策
- 優良種苗生産推進対策
- 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

- 林業施設整備等利子助成事業
- 林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



80-2 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 木材等の付加価値向上・需要拡大対策

令和8年度予算概算決定額 1,495百万円（前年度 1,354百万円）
〔令和7年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）3,314百万円〕
〔令和7年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,564百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

非住宅分野等における国産材の需要拡大や付加価値向上、山村地域の振わいや所得向上に向け、JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、特用林産物の競争力強化、森林の様々な価値や機能の総合的な利活用により持続的かつ適正な森林管理を図る「森業」の推進等の取組を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³ [令和6年] → 42百万m³ [令和12年まで]）

＜事業の内容＞

1. 建築用木材供給・利用強化対策

JAS構造材・CLT等を活用した木造化、合理的な木材価格の形成の促進、木材産業の人材の確保に向けた取組を推進します。

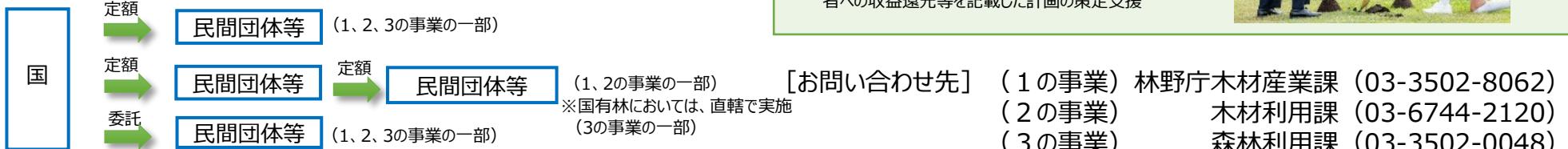
2. 木材需要の創出・輸出力強化対策

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、合法伐採木材等の流通及び利用の促進、生産性向上等による特用林産物の競争力強化に向けた取組を支援します。

3. 「森業」推進プロジェクト

山村地域の振興と持続的かつ適正な森林管理を図るため、森林の空間利用を始めとする「森業」を通じて森林所有者への収益還元や民間資金の導入等を進めるための実証的な取組を実施し、その結果の横展開を図るとともに、森林への理解醸成のため国民参加の緑化運動を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ JAS構造材・CLT等による木造化



○合理的な木材価格の形成の促進



産地や品目を踏まえた木材の生産・流通コストや取引実態等の調査・分析

○木質バイオマスの利用環境整備



○CLT等の輸出の促進



○森業を通じた森林管理手法の実証



森林空間利用や森林整備の手法、森林所有者への収益還元等を記載した計画の策定支援

○国民参加の緑化運動の推進



【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
(2の事業) 木材利用課 (03-6744-2120)
(3の事業) 森林利用課 (03-3502-0048)

森林・林業担い手育成総合対策

令和8年度予算概算決定額 4,611百万円 (前年度 4,740百万円)
〔令和7年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 2,072百万円〕

<対策のポイント>

新規就業者等への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、高校生の就業や女性の活躍の促進、森林プランナーの育成、技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備、労働安全対策等の取組を推進します。

<事業目標>

- 新規就業者の確保 (1,200人 [令和8年度])
- 認定森林施業プランナーの育成 (現役人数3,500人 [令和12年度まで])
- 労働安全の向上 (死傷年千人率5割削減 [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 森林・林業担い手育成対策

① 「緑の雇用」担い手確保支援事業

新規就業者への体系的な研修、現場技能者のキャリアアップ研修等を支援します。

② 緑の青年就業準備給付金事業

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、林業経営も担い得る有望な人材として期待される者を支援します。

③ 未来の林業後継者支援事業

高校生等を対象とする林業への就業促進活動、女性林業者の活動を支援します。

④ 技能評価・外国人材受入推進対策

林業に関する技能評価の推進、外国人材受入れに向けた条件整備を支援します。

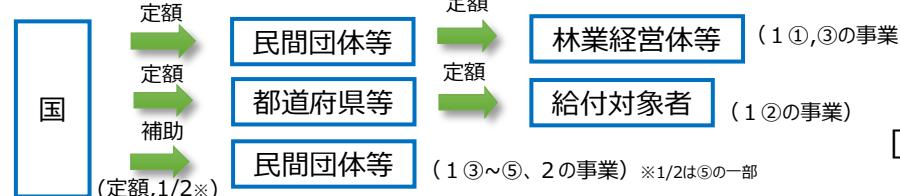
⑤ 森林プランナー育成対策

施業集約化に向けた合意形成や木材の有利販売に取り組む森林プランナーの育成に向けた取組を支援します。

2. 林業労働安全強化対策

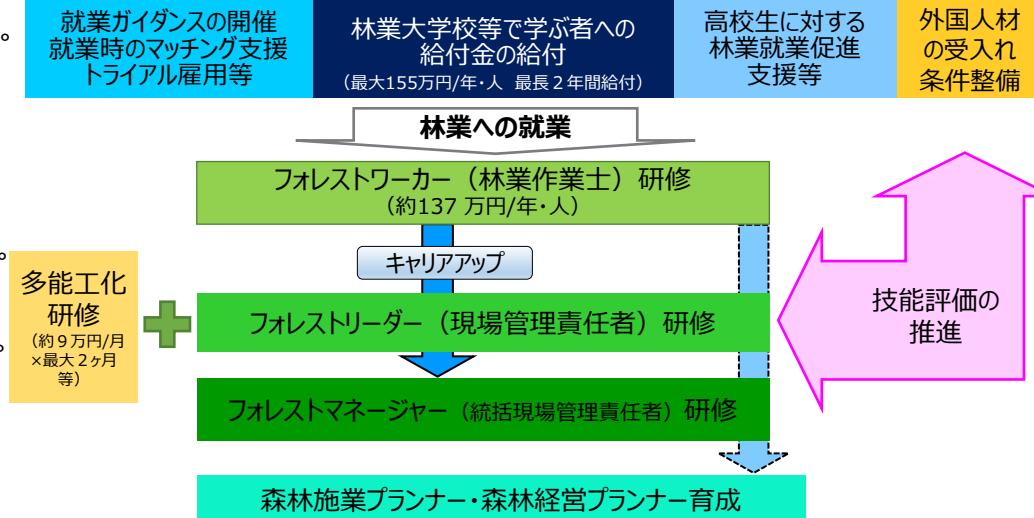
労働災害を未然に防止するため、安全診断、研修の実施等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 森林・林業担い手育成対策



2. 林業労働安全強化対策

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及



[お問い合わせ先]

(1 ①, ②, ④, ⑤, 2の事業) 林野庁経営課

(1 ③の事業)

(03-3502-1629)

研究指導課 (03-3502-5721)

80-4 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち スマート林業・DX推進総合対策

令和8年度予算概算決定額 263百万円 (前年度 217百万円)
〔令和7年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 700百万円〕

<対策のポイント>

林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術の導入環境整備、スマート林業機械・機器等の開発・実証、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくりを支援します。

<事業目標>

デジタル技術を地域一体でフル活用する取組の普及 (デジタル林業戦略拠点が1つ以上ある都道府県数25 [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. スマート林業技術導入環境整備事業

① 「森ハブ・プラットフォーム」運営支援

林業分野への新技術の導入を加速するための全国規模のプラットフォームの運営を支援します。

② スマート林業技術の安全確保のためのルール整備

スマート林業技術の安全確保のため、ガイドラインの改定内容の検討、人検知機能等の予防安全機能に関する検討等を実施します。

③ ICT活用基盤データ整備事業

デジタル技術を活用して林地台帳を効率的に更新するツールの整備等を実施します。

2. 戰略的技術開発・実証事業

伐倒・集材等の素材生産や造林作業のスマート化に向けた林業機械・機器等の開発・実証を支援します。

3. 林業DX推進対策

地域一体で、木材の生産から流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用する拠点づくりを支援します。

<事業の流れ>

委託、定額、1/2

国

地域コンソーシアム、民間団体等

※国有林では直轄で実施

<事業イメージ>

スマート林業技術導入環境整備事業

- 林業分野への異分野企業等の参入を促す「森ハブ・プラットフォーム」の運営
- スマート林業技術の安全確保のためのルール整備
- 林地台帳を効率的に更新するツールの整備等

「森ハブ・プラットフォーム」のイメージ



戦略的技術開発・実証事業

スマート林業機械等のイメージ



林業DX推進対策

- 地域コンソーシアムによる林業のデジタル化・DXの実証活動を支援し、「デジタル林業戦略拠点」を構築

地域コンソーシアムのイメージ



[お問い合わせ先] 林野庁研究指導課 (03-3501-5025)

森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算概算決定額 951百万円（前年度 951百万円）

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70% [令和11年度]）

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>

定額、1/2、1/3以内

定額、1/2、1/3以内

地域協議会

活動組織

(①②③の事業)

委託

民間団体

(④の事業)

確保
育成

実践

<事業イメージ>

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)